

## 住民監査請求の手引（Q & A）

### Q1 住民監査請求とは何ですか。

市民が市長などによる公金の支出などの財務会計上の行為などが違法・不当であると考えるときに、その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度です。

この制度は、監査を通じて、市の財政の適正な運営と住民全体の利益を守ることを目的としています。

### Q2 住民監査請求は、誰ができますか。

尾張旭市の住民であれば、1人でも監査請求をすることができます。なお、市内に所在する法人も監査請求することができます。

### Q3 住民監査請求は、誰を対象にできますか。

監査請求の対象となる者は、市長、委員会、委員又は市職員に限られます。

- 委員会とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 委員とは、監査委員をいいます。
- 職員とは、全ての職員をいいます。
- ※ 議会及び議員は、住民監査請求の対象とはできません。

### Q4 住民監査請求の対象となる行為は、どのようなものですか。

住民監査請求の対象となる行為は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られます。

- 財務会計上の行為とは
  - ① 公金の支出（補助金の支出、給与の支給など）
  - ② 財産の取得・管理・処分（土地の取得、損害賠償請求権の放棄など）
  - ③ 契約の締結・履行（売買契約の締結、工事請負契約の履行など）
  - ④ 債務その他の義務の負担（予算額を超える借入金の決定など）
- ※ 上記の財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合においても住民監査請求をすることができます。
- 怠る事実とは
  - ① 公金の賦課・徴収を怠る事実（市税の徴収を怠るなど）
  - ② 財産の管理を怠る事実（債権管理を怠るなど）

Q5 住民監査請求は、どのように行えばよいですか。

監査請求は、請求の要旨を記載した書面（職員措置請求書）及び事実を証する書面（事実証明書）を提出して行います。

職員措置請求書と事実証明書を監査委員事務局に直接お持ちいただくか、郵送してください。なお、ファクシミリや電子メールでの受付はできません。

請求書は、できれば正副2通を提出してください。副本は受付後、請求者にお返しします。

- ① 職員措置請求書の様式及び記入例は、次のとおりです。

<p>尾張旭市職員措置請求書</p> <p>尾張旭市長（委員会、委員、職員）に関する措置請求の要旨</p> <p>1 請求の要旨</p> <p>① 誰が</p> <p>② いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか、又は怠っているか</p> <p>③ その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか</p> <p>④ その結果、市にどのような損害が生じ、又は生じるおそれがあるか</p> <p>⑤ どのような措置を求めるのか</p> <p>2 請求者</p> <p>住所</p> <p>氏名（自署）</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>尾張旭市監査委員宛て</p>
--

- ② 事実証明書の形式は問いませんが、主張する事実についてその内容を証する書面を添付してください。なお、主張事実の全部について必要です。

Q6 住民監査請求は、いつでもできますか。

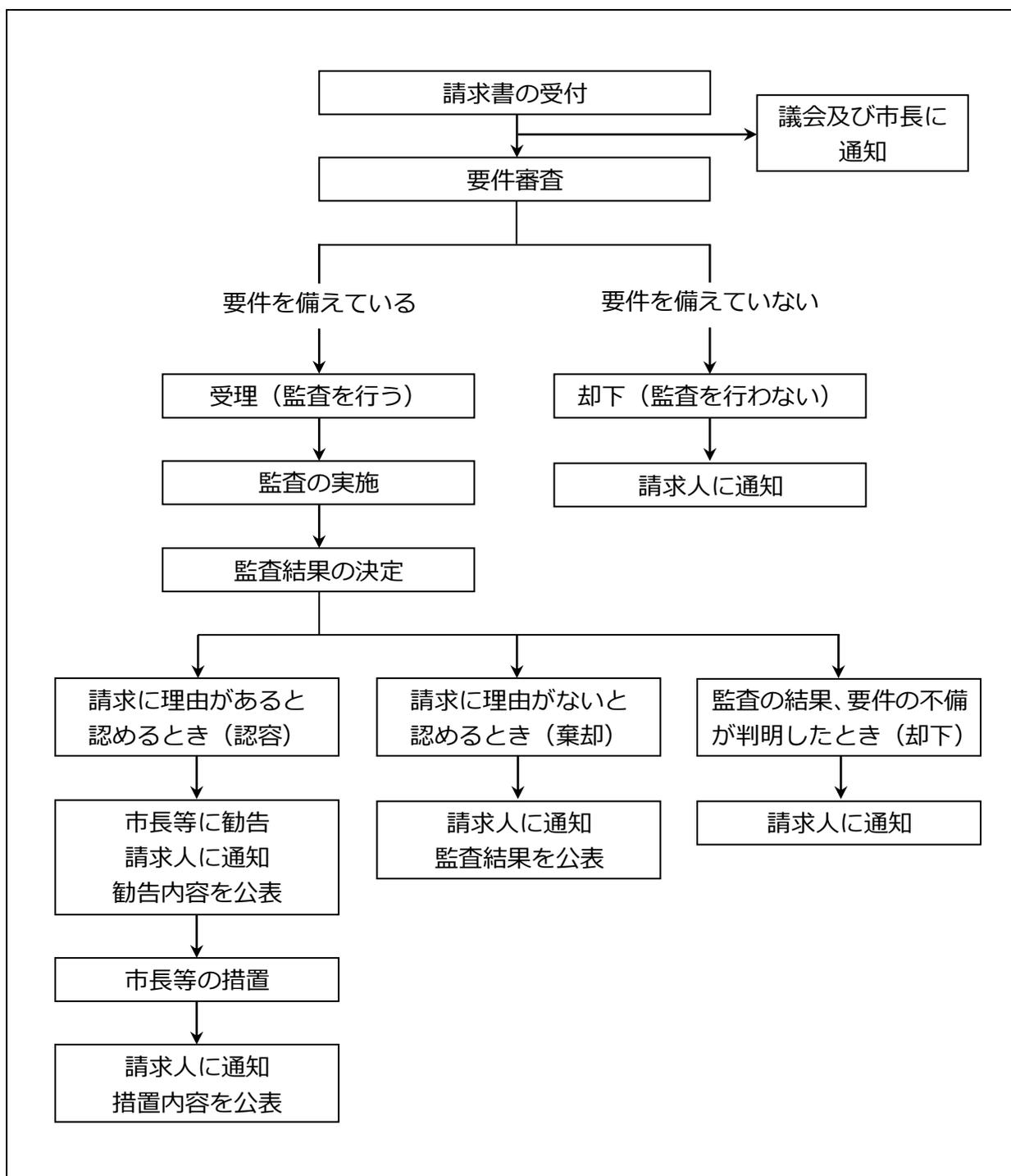
住民監査請求は、正当な理由がある場合を除いて、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、行うことができません。

請求される方は、財務会計上の行為から1年を経過して請求書を提出する場合、請求書において、1年を経過したことの正当な理由を示す必要があります。

なお、怠る事実について行う住民監査請求については、その事実が継続している限り、請求の期間制限はありませんが、怠る事実が終了した場合や、怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合は、期間制限を満たす必要があります。

Q7 提出した住民監査の請求書は、どのように取り扱われますか。

請求書が提出された後の手続き等は、おおむね次のとおりです。



Q8 住民監査の請求書を提出してから結果が出るまでに何日かかりますか。

住民監査請求に基づく監査委員の監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行われます。

Q9 監査の結果に不服があるときは、どのようにしたらいいですか。

請求された方は、違法な財務会計上の行為又は怠る事実についての住民監査請求による監査の結果に不服がある場合、住民訴訟を提起できます。

不当な財務会計上の行為又は怠る事実は、住民訴訟の対象事項とはなりません。

● 住民訴訟を提起できる場合とその期間

- ① 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合（請求が却下され監査が実施されなかったことに不服がある場合を含みます。）
  - ⇒ 監査の結果又は勧告の内容の通知があった日から30日以内
- ② 勧告を受けた市長などの措置に不服がある場合
  - ⇒ 措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
- ③ 請求をした日から60日を経過しても、監査委員が、監査又は勧告を行わない場合
  - ⇒ 60日を経過した日から30日以内
- ④ 勧告を受けた市長などが措置を講じないことを不服とする場合
  - ⇒ 勧告に示された期間を経過した日から30日以内